

熊本県立南稜高等学校

いじめ防止基本方針

(改訂版)

令和7年4月1日

熊本県立南稜高等学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 本校の基本方針	1
第2 いじめの定義	2
1 いじめとは	2
2 いじめの理解	4
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめの対処	6
(4) 家庭や地域との連携	6
(5) 関係機関との連携	6
第3 いじめの防止等のための組織及び基本方針の策定	7
1 本校におけるいじめ防止等対策のための組織	7
(1) いじめ対策委員会	7
(2) 構成員	7
2 南稜高校いじめ防止基本方針の策定	7
第4 いじめ防止等のための本校の取組み内容	8
1 いじめ防止等の具体的取組み	8
(1) いじめ防止等の年間計画の作成	8
(2) いじめの未然防止に関する具体的取組み	9
(3) 早期発見・早期対応のための具体的取組み	10
(4) 発見後の具体的対応及び措置	10
2 取組みの検証、及び評価会議	12
(1) 検証及び評価の時期	12
(2) 検証及び評価会議	12
第5 重大事態への対処	13
1 教育委員会又は学校による調査	13
(1) 重大事態の発生と調査	13
(2) 調査結果の提供及び報告	13
2 調査結果の報告を受けた県知事による再調査及び措置	14
(1) 知事が行う再調査	14
(2) 知事及び教育委員会による再調査の結果を踏まえた措置等 ..	14
(3) 学校の対応	14
第6 その他事項	15
別紙年間計画	16
いじめ問題への対応マニュアル	18
重大事案に関する対応フロー	20
別紙様式（いじめ防止等対策に関する報告書）	21
別紙様式（いじめに関する記録書）	22

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまで県教育委員会とともに、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本県並びに本校においても毎年いじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったものもある。

熊本県立南稜高等学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂。以下「国の方針」という。）、県の「熊本県いじめ防止基本方針」（平成25年12月26日策定）を踏まえ、学校が国、熊本県、各市町村、地域住民、家庭その他の関係機関の連携のもといじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校、国、県、市町村、地域住民、家庭その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して実施する。

2 本校の基本方針

- 県や本校におけるこれまでのいじめ対策の蓄積を生かし、法に規定されたいじめ防止

等のための取組みを行う。

- いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に提示し実践する。
- 本校の基本方針の実現のためには、生徒、保護者及び地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対し、これまで以上の意識改革の取組みとその点検、その実現状況の継続的な検証を行う。

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を学校及び地域社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組みを実践するものである。

なお、本校の基本方針では、学校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を年間計画として具体的に記載する。

また、本校の基本方針の実現のためには、学校、市町村、社会及び保護者に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組みとその点検、その実現状況の継続的な検証を行う。

おって、より実効性の高い取組みを実施するため、本校の基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

第2 いじめの定義

1 いじめとは

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談するこ

とは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (ア) 冷やかしやからかい、いじり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被

害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報のし、警察と連携した対応を取ることとする。（平成25年5月16日付け文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

2 いじめの理解

いじめの問題は、人権にかかわる重大な問題である。いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた地域社会全体に関わる課題である。

また、いじめは、どのクラスにも、どの生徒にでも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験が全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように学校全体で取り組むこととする。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取り組みにとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。（以下同じ。）

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。

さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

よって、いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必

要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に、寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童生徒に

対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

第3 いじめ防止等のための組織及び基本方針の策定

1 本校におけるいじめの防止等対策のための組織

(1) いじめ防止等対策委員会（以下対策委員会という）

いじめ問題への対応マニュアル（別紙）に従い、防止対策、生徒の状況把握、発生時の対策等について協議し、いじめの防止、早期発見及び早期解決に取り組む。

なお、県の通知等により定期的に開催するとともに、必要に応じ随時招集する。

(2) 構成員

校長、教頭、対策委員主査、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談、外部専門委員、関係すると認められる職員

2 南稜高校いじめ防止基本方針の策定

(1) 本校は、国及び県の基本方針を参考にして、基本的な方向や取組みの内容等を、「本校の基本方針」として作成する。

(2) 「本校の基本方針」には、いじめの防止のための取組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、具体的な指導内容のプログラム化を図ることなどを含む。

なお、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめは、どのクラスでも、どの

子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員及び保護者等関係者が一体となった継続的な取組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じた年間計画の中に、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、インターンシップや現場実習及びボランティア活動等、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努め、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、学校行事等生徒が主体となり活躍できる場面を多く設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の働きかけから取り入れていく。

第4 いじめ防止等のための本校の取組み内容

1 いじめの防止等の具体的取組み

(1) 熊本県立南稜高等学校における「いじめ防止」に関する年間計画の作成（別紙）

（以下「いじめ防止」年間計画という）

なお、「いじめ防止」年間計画作成のポイントを次のとおりとする。

○ いじめの未然防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、集団づくりを行う。そのためには教職員は生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。

○ いじめの早期発見

わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを認知する。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

○ 相談窓口

相談機関名	相談時間帯	電話番号	備 考
南稜高等学校	8:00～17:00	0966-45-1131	教頭・生徒指導部・教育相談 対策委員主査・外部専門委員 スクールカウンセラー
熊本県いじめ・ 子ども安全相談 電話	24時間	0570-078310	IP電話からはつながりませ ん。
県立教育センター 教育相談室	月～金 9:00～17:00	0968-44-6655	
球磨教育事務所	火・木	0966-22-1155	学校支援アドバイザ-
人吉警察署	24時間	0966-24-4110	生活安全課
多良木警察署	24時間	0966-42-4110	生活安全課

○ 発見後の対応（別紙 いじめ問題への対応マニュアル）

「いじめではないか」と思われる事案が発生したら、個人で判断せず、学年主任、生徒指導部及び教頭に相談する。校長に報告後、「対策委員会」を招集、マニュアル等に従い調査、指導及び報告（別紙様式 いじめ防止対策等に関する報告書）等を適切に実施する。

なお、対応や経過は必ず記録し、マニュアル等の見直しに資する。（P D C Aサイクルの実践）

（2）いじめの未然防止に関する具体的取組み

- 対策委員会を中心に実施している「命を大切にする心」を育む指導プログラムの年間をとおした実践
- 「相手を思いやる心の育成」人権教育及び道徳教育との関連づけ強化
- 「いじめを許さない宣言」の周知（生徒会による生徒の自主的活動の推進）
- 情報モラル教育の徹底 生徒指導部、教科でマナーや危険性及び道徳心の育成
- 授業並びに学校行事において、満足感、達成感を得られる工夫と実践

なお、生徒が、学校・家庭・地域の共通理解のもと、地域住民による学校支援活動をとおして様々な人と触れあう活動や、本校の特性を活かしたインターンシップやボランティア活動及び地域との交流活動をとおして、豊かな体験の機会を設けることで、他者理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを構築する。

また、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、専門的な助言を行うために、学校に外部専門員として元警察官の方を依頼し助言を受ける体制

を整えた。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー等の専門家の派遣を必要に応じて県や市町村に要請を行う。

(3) 早期発見・早期対応のための具体的取組み

基本的な考え方として、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、生徒と向き合う時間の確保が求められる。また、いじめは教職員や保護者等大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の事前の調査・周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、行政や地域、家庭と連携して次の項目を実施する。

- いじめを防止することの重要性等について保護者を含めた関係者への啓発活動の推進
- 「心のアンケート」等を通じて、本校生徒の状況を把握する。また、「生徒理解研修」の機会を多く設け、教員の共通理解と現状の把握体制の整備
- 教育相談の窓口を調査・周知し、生徒、保護者が相談しやすい体制の整備
- 地域の行政等、関係機関と連携を密にし、相談窓口を広げ生徒や保護者が相談しやすい環境の整備
- 教職員が生徒と向き合う時間を確保し、全教育活動で生徒の観察、情報の入手を中心とし、迅速に対応できる体制整備
- いじめの疑いに関する情報などの収集と記録及び共有
- 保護者との連携を密にすることで、家庭での生徒の様子（外見、行動、表情）を観察し、学校に知らせる体制の整備
- 本校生徒が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みの構築
- 生徒が気軽に相談できる生徒主体の委員会を設置し、生徒が相互にサポートし合う仕組み作りに努める

(4) 発見後の具体的対応及び措置（別紙　いじめ問題への対応マニュアル）（以下 対応マニュアル）

- いじめは、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守りとおるとともに、いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 各職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- 対策委員会による調査・検討のもと、報告（別紙様式　いじめ防止対策等に関する

る報告書) をする。

- 教職員全員の共通理解や保護者の協力、関係機関・専門機関との速やかな連携を確立する。
- いじめの情報の共有、生徒への事実関係の聴取や指導・支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的に実施する。
- 本校は必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方また、について、平素から理解を深める。
- 対応マニュアルについては適宜見直し、状況やケースに応じて外部専門員のアドバイスを受けながら対策委員会で対応を協議する。
- 本校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること
 - a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、形式的な対処とならないよう留意する。
 - b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
 - c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- b 特に、寮生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめがあることが確認された場合、本校では直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を密にして適切な対応を行う。

このため、本校では平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、対応マニュアルを作成し、迅速な対応が出来るよう研修を深めて行く。

なお、いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

2 取組みの検証及び評価会議

(1) 検証及び評価の時期

ア 対策委員会は、事案発生後、それぞれの場面での対応について協議し、見直しを行いながらより良い対処を心がける。また、事案終息後、直ちに取組みについて検証を行う。

イ 学校評議委員会は、年度の取組みについて協議し、検証及び評価を行う。

(2) 検証及び評価会議（評価に係る留意点）

ア 対策委員会が行う事案発生に伴う対応の検証及び評価の留意点

- ・ 被害生徒、保護者への対応は適正に行われたか。
- ・ 調査及び報告、連絡は迅速かつ適正に行われたか。
- ・ 組織的に対応できたか。
- ・ その他（ケースに応じた柔軟な対応が出来たか）

イ 学校評議委員会が行う年度の取組みについての検証及び評価の留意点

- ・ 学校評価において、いじめの問題の評価を行うに当たっては、いじめの有無やその対応のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促さ

れているか。

- ・ 生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を立て、目標に対する具体的な取組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組まれているか。
- ・ 日頃からの生徒の理解及び未然防止や早期発見 いじめが発生した際、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組みがなされているか。
- ・ 本校の基本方針をもとに「いじめ防止」年間計画が実践されているか。
- ・ 「いじめに関する記録書」(別途様式)を作成し、対応についてその都度協議・検討され、改善されているか。
- ・ 学校評価は、学校評議員会、評価委員会で審議され、評価が開示されているか。

第5 重大事態への対処（別紙 いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー）

1 県教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

○ 重大事態とは（法では次のように規定）

- ・ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
(ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
(イ) 身体に重大な傷害を負った場合
(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
(エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○ 重大事態が発生した場合の報告等（別紙様式）

- ・ 本校は、教育委員会を通じて県知事に報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等を行う。また、県教育委員会から本校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた支援を受ける。
- 事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となつたいじめ行為について客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 重大事態が発生した場合、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための取組みとともに、予断のない適正な情報発信、生徒や関係者個人のプライバシーへの配慮を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供する。
- 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような状況であったか、本校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提

供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う場合、教育委員会から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けることとする。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

2 調査結果の報告を受けた県知事による再調査・措置及び学校の対応

県知事による再調査が行われる場合は、知事部局主導により以下の調査及び措置が行われる。

本校は、この調査に対して全面的に協力し事実関係を明確にする。

(1) 知事が行う再調査

法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）

は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行われる。

(2) 知事及び県教育委員会による再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を行う。

(3) 学校の対応

ア いじめを受けた生徒・保護者への対応

重大事案のいじめを受けた生徒・保護者に対して、調査結果の報告をするとともに、県、市町村、外部専門員の指導を受け、本人・保護者のケアを行う。

イ いじめを行った生徒・保護者への対応

いじめを行った生徒に対して、事の重大さを認識させるとともに、今後繰り返すことの無いよう教育的配慮を行い、毅然とした態度で指導する。

なお、警察及び関係機関からアドバイスを受け、いじめを行った生徒への適切な指導を行う。

ウ 校内生徒・保護者への対応

全校集会などを開催し、事件の概要及び再調査結果を報告する。また、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒や周りの生徒・保護者を含む集団が、好ましい学校生活を取り戻し、新たな活動ができるようする。

第6 その他の事項

※ この他の事項に関しては、熊本県が定める「いじめ防止基本方針」に準ずることとする。

熊本県立南稜高等学校における「いじめ防止」に関する年間計画

月	項目	担当	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修「いじめ防止等基本方針」 ・生徒会オリエンテーションで「いじめを許さない」宣言文確認 ・全校集会で「いじめ防止等基本方針」の確認 ・「命を大切にする心」プログラムの作成（ユニット、単元の作成）及び研修 ・自尊感情と規範意識に関するアンケート調査 ・1年生学年集会（学校生活等の点検・指導） ・新入生2者面談 ・生徒理解研修会（新入生、2、3年生で心配な生徒） 	対策委員会 特別支援 生徒会 対策委員会 生徒指導部 学年主任 担任・副担 特別支援	未然防止中心 県・本校宣言文 担任、教科 学年主任・フェイシート
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート実施 ・「命を大切にする心」プログラムの実践（HR、各教科） ・育友会総会において「いじめ防止等基本方針」の周知 ・学校評議員・学校評価委員会（取組み内容確認及び助言） ・対策委員会（本年度の取組み確認） ・新入生家庭訪問・3者面談 	特別支援 対策委員会 生徒指導部 教頭 特別支援 学年主任	保護者から情報 提供願い
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ根絶月間の取組み (ポスター、標語、作文他) ・「命を大切にする心」プログラムの実践（HR、各教科） ・生徒会総会で「いじめを許さない」宣言文確認 ・「いじめ」に関するアンケート調査 ・各クラス教科担任会 (学年会議で情報の提供・対応) 	生徒会 担任 対策委員会 生徒会 特別支援 学年主任 学年主任	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会（SNSの危険性について） ・「命を大切にする心」プログラムの実践（HR、各教科） ・保護者連絡会 ・家庭訪問・3者面談 	生徒指導部 対策委員会 担任	保護者情報提供
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問・3者面談 ・特別支援研修（全職員） ・生徒理解研修（全職員） (1学期、夏休みの状況 欠席、当番実習等) 	担任 特別支援 適応指導 学科、担任	保護者情報提供
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を大切にする心」プログラムの実践（HR、各教科） ・学年会議（生徒理解）長期欠席者の調査情報の共有及び指導 ・体育大会前の生徒指導（団・リーダーの指導） 	対策委員会 学年主任 体育科	

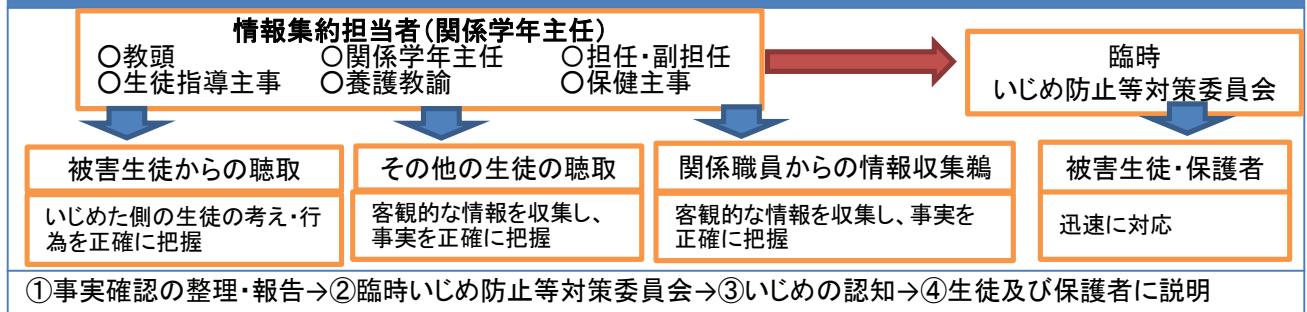
月	項目	担当	備考
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を大切にする心」プログラムの実践（HR、各教科） ・生徒理解研修（全職員） ・自尊感情と規範意識に関するアンケート調査 ・特設HR（南稜祭に向けてのクラス・仲間づくり） 	対策委員会 適応指導 生徒指導部 担任	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会「人権教育」 ・「命を大切にする心」プログラムの実践（HR、各教科） ・県下一斉「いじめ」防止アンケート ・人権週間における取組み 	人権教育 対策委員会 特別支援 人権教育	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を大切にする心」プログラムの実践及び検証（HR、各教科） ・「いじめ防止等」に関する取組みの検証 ・対策委員会 (今年度取組み状況の検証及び修正、来年度の取組みについて) 	学年主任 各部 教頭	特別支援担当及び教頭がまとめる。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を大切にする心」プログラムの実践及び検証 (各ユニット、単元の検証・修正は、HR、各教科で実施) ・対策委員会における次年度の取組み事項の計画策定 	対策委員会	特別支援担当及び教頭がまとめる。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・自尊感情と規範意識に関するアンケート調査 ・学校評議員・学校評価委員会 (取組みに対する評価及び次年度へ向けて) ・3学年登校日 生徒研修（消費者教育 SNSの利用含む） 	生徒指導部 教頭 3学年	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者連絡会（SNSの危険性について） (1・2年保護者) 	生徒指導部	関係機関による講演
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒支援会議（教育相談・支援教育担当・学年主任・養護教諭） (重大事案については直ちに教頭に報告、情報の共有を図る) ・対策委員会 ・生徒・保護者の教育相談 ・短期寮生活指導 (団体生活及び班活動における道徳心、コミュニケーション能力及び自己尊重・敬愛する心の育成) ・食育（命の教育）の実践 	特別支援 教頭・対策委員主査 教育相談 教頭 養護教諭 寮務部 農専部	毎週実施 必要に応じて招集・開催 隨時実施 年間を通して実施 毎月実施

いじめ問題への対応マニュアル

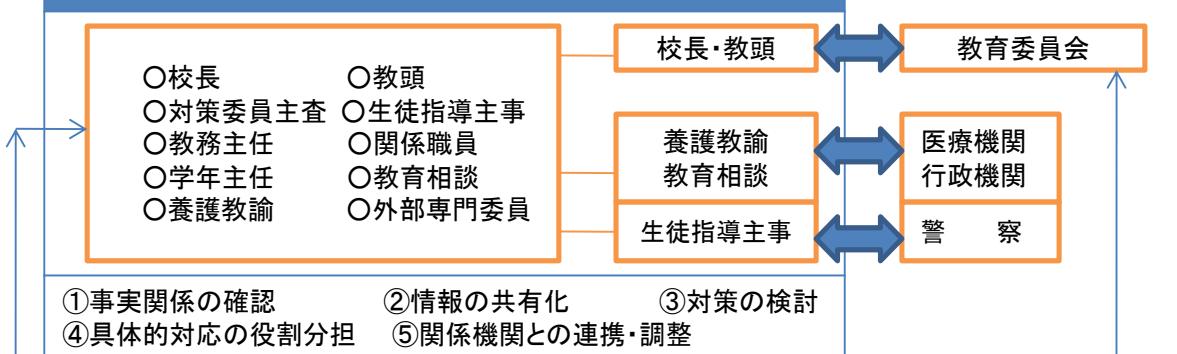
1 いじめ問題の発見

- いじめられた本人からの訴え
- 周囲の生徒や保護者からの報告
- 教師の発見、気づき
- 地域の人からの報告、通報

2 初期対応(いじめ実態調査班の設置)



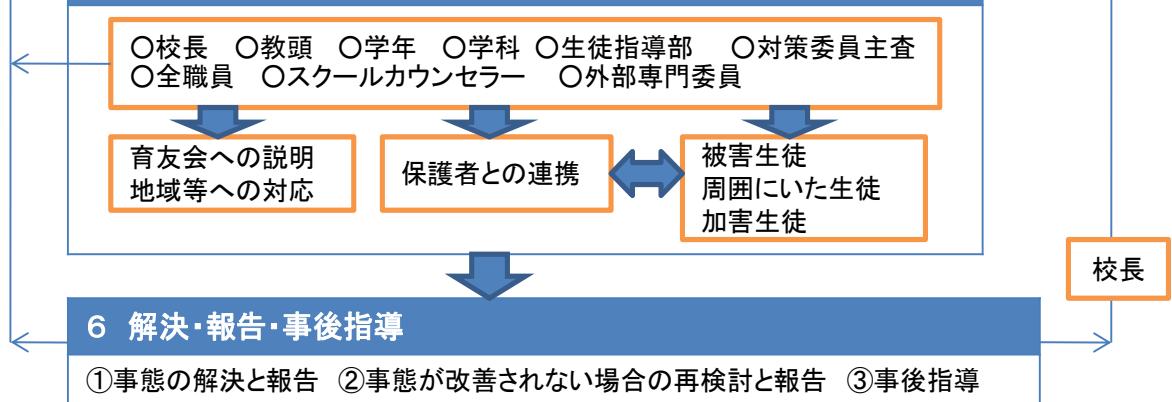
3 対策検討(いじめ防止等対策委員会)



4 臨時職員会議

- ①情報交換・共通理解
- ②対応策の提示・協議
- ③統一した指導

5 具体的な対応



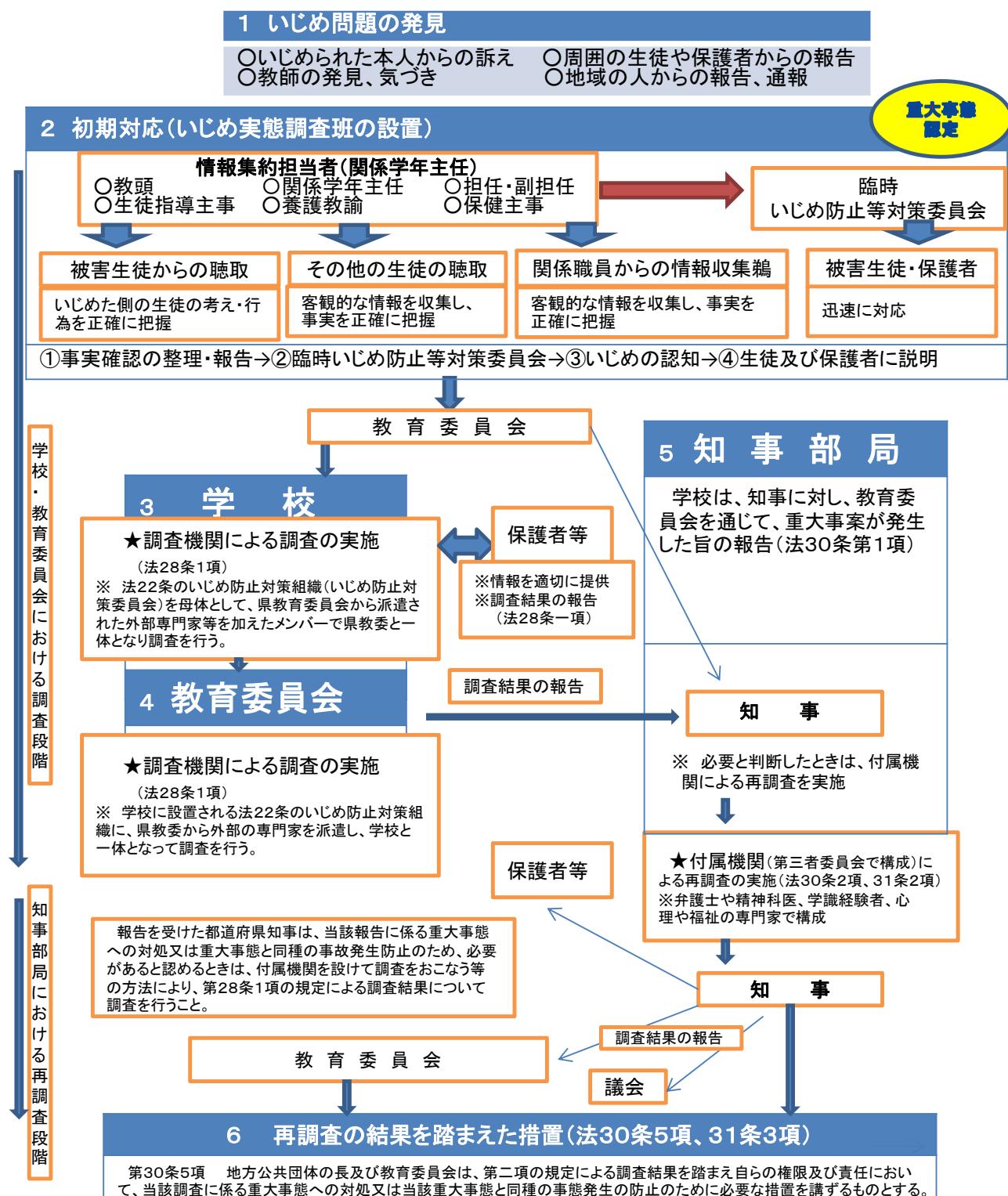
◆いじめの進行について

遊びからいじめに進行していく過程

いじめの進行レベル	関係	特徴・ポイント
↑この段階で、すぐに対処し、解決しなければならない↓	レベル0 普段（いじめの前）の人間関係の遊びの状態	一定のルールが存在し、役割の交代がある。 (鬼の交代がある状態)
レベル1 人間関係の変化 (一対多の関係へ) ふざけの状態 (いじめる方による一方的な仲間意識が芽生えているが、遊びの延長と捉えているため、問題意識や罪悪感なし。)	・役割交代の消滅（固定的な役割関係） (鬼の交代がない状態) ・金銭の不審な動き（いじめの入口） ・いじめを受けている方も、遊びの延長であるが、居心地は悪くなっている。そのため、自分でも無意識のうちに「先生気がついてよ」「友達誰か助けてよ」というサインを出すようになる。例えば、友達の物を隠したり、保健室に行くようになる。 ・この段階で教師がいじめられているかを尋ねても、遊びの延長であるため、いじめられている方も答えられない（いじめではないと答えてしまう）。	
レベル2 いじめ関係の成立 ゲームのノリで攻撃し始める（遊びの延長で捉えているため、罪悪感なし。） 恐怖感・恥辱感を与える。 (口や鼻をふさいだり、川に顔をつけさせられたり、裸にされたり、裸の写真を撮られる等) 決定的強弱関係の成立	・強弱による固定人間関係 ・一旦、恐怖感・恥辱感を経験すると、いじめられている方は、命の危険を感じて絶対的な服従関係に陥る。 ・この段階で、いじめている方といじめられている方を注意し、握手させても、逆効果となり、教師に見えないところでいじめを継続させてしまう。	

レベル1が「いじめの指導の絶好の機会」であり、これ以上するといじめになることを注意、指導すると、すぐに効果が上がる。しかし、レベル2になってしまふと手遅れであり、この関係の改善はとても難しくなってしまう。そのため、教師はその感性を持ってレベル1の段階でいじめに気付き、速やかに指導しなければならない。

いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー



様式（いじめ防止等対策に関する報告書）

年　月　日			
高校教育課長 様			
熊本県立南稜高等学校 校長			
「いじめ問題等」発生速報			
いじめの関係者	被害者	科 年 組 (性別)	氏 名 (保護者)
	加害者	科 年 組 (性別)	氏 名 (保護者)
事案発生日時	年　月　日　　時　分頃から		
事案発生場所			
事案の内容			
被害者の様子			
加害者の様子			
いじめに至った背景			
学校のとった処置			
報告者(職・氏名・連絡先)	教頭	TEL 0966-45-1131	

(様式 いじめに関する記録書)

発生日時	平成 年 月 日() 時 分 場所 :		
加害者	科 年(男・女) 氏名	保護者	()
加害者	科 年(男・女) 氏名	保護者	()
加害者	科 年(男・女) 氏名	保護者	()
加害者	科 年(男・女) 氏名	保護者	()
被害者	科 年(男・女) 氏名	保護者	()
被害者	科 年(男・女) 氏名	保護者	()
被害者	科 年(男・女) 氏名	保護者	()
	科 年(男・女) 氏名	保護者	()
内容と傷害等の程度			
いじめの概要	被害者の説明	加害者の説明	
いじめに至った背景	対応		
指導の留意点	措置		
家庭との連絡	学校の対応		

いじめの認知件数

年度	件数
令和4年度（2022年度）	1件
令和5年度（2023年度）	3件
令和6年度（2024年度）	8件